

記入上の注意 【婚姻解消事由(死亡事項)の記載方に関する申出書】

申出書はすべて日本語で記入して下さい。申出書は永年保存されますので、鉛筆や消えやすいインクで書かないで下さい。

申出書に記入ミス・記入漏れがありますと正式に受け付けできません。訂正箇所がありますと返送扱いとなり、死亡の事実の戸籍への記載が遅れますがご了承下さい。

申出書に記載された文字等を訂正・削除するときは、修正液、修正テープ等は使用できません。訂正前の文字が判別できるよう誤字の上に二重線を引き、訂正・削除して下さい。

印鑑をお持ちでない場合は、拇印(右手親指)をして下さい。

以下の注意点をよく読んで、記入ミス等のないようにお願いします。記入に際して、不明な点がありましたら、ご連絡ください。

郵送で提出する場合は、申出書を実際に記入した日(投函日以前の日)を書いて下さい
窓口へ持参の場合は、窓口へ提出した日(戸籍係が受け付けた日)となります。

【死亡者の氏名欄】

外国人の氏名は、配偶者である日本人の戸籍の身分事項欄に記載されている外国籍配偶者氏名をそのとおりにカタカナ等で記入してください。

【死亡者の生年月日欄】

死亡者の生年月日

外国人配偶者の生年月日は、**西暦**で記入します。

【死亡者の住所欄】

死亡者の住所

(a) 死亡した人の住所を日本語(漢字、カタカナ、ひらがな)で日本式に国名から番地まで記入して下さい。

(b) **郡市町村**についても各自で確認をした上で、△△郡や〇〇市などと記入して下さい。

【死亡者の国籍欄】

死亡者の国籍

死亡した人の国籍は、**日本人配偶者の戸籍の身分事項欄に記載の外国人配偶者の国籍をカタカナ等**(ドイツ連邦共和国など)で、そのとおりに記入してください。

死亡の日

死亡の日時は、ドイツ死亡証明書記載の死亡の日を「**昭和、平成などの元号(げんごう)**」で記入します(例えば、西暦2012年は平成24年)。

死亡の時間

死亡の時間は、相続問題にも影響のある重要な記載事項の一つです。ドイツ死亡証明書に記載のとおり正確に記入して下さい。証明書に記載漏れがある場合は、発行官庁に必ず証明書の訂正をしてもらった上で、正しい証明書をご提出下さい。なお、届出書の時刻記載は何時何分のみですが、ドイツの死亡証明の記載が〇月〇日〇〇:〇〇～〇月〇日〇〇:〇〇とあれば時間帯を記載して構いません。

申出書記入の際は、24時間制ではなく、12時間制で記入してください。

夜中の12時は午前0時。昼の12時は午後0時となります。

死亡の場所

上記【死亡者の住所欄】をご参照の上、記入してください。

死亡原因

ドイツ死亡証明書の直接的原因の和訳をそのとおりに記入してください。

夫または妻の死亡事項

婚姻解消事由として、**夫 妻** の死亡事項を記載、死亡を証するという文面の**夫または妻**のどちらか該当するところを○で囲んで下さい。

【添付書類欄】

「**死亡証明書添付**」と記入して下さい。

【申出人欄】

申出人住所

(a) 死亡した人と同じ住所の場合は、**死亡者の住所に同じ**とご記入下さい。

(b) 死亡した人と違う住所の場合は、上記【死亡者の住所欄】をご参照の上、記入して下さい。

本籍

日本人の本籍は、戸籍に記載されている本籍を記載のとおりに入力してください。なお、ハイフンなどの記号を使用することは出来ません。また、番地か番のいずれかを○で囲むか、不要な方を二本線で削除して下さい。

筆頭者(ひつとうしゃ)の氏名

戸籍に記載されている筆頭者(ひつとうしゃ。戸籍の一番始めに記載されている人のことを指します。)の氏名を、記載のとおりに入力してください。

生存配偶者の氏名および印

申出人が日本人夫または妻（申出義務者）については、その氏名を戸籍に記載のとおりに日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で本人が記名の上、押印して下さい。なお、印鑑（三文判でも可）をお持ちでない場合は、拇印（右手親指）をして下さい。

生年月日

日本人の生年月日は、「昭和、平成などの元号（げんごう）」で記入します。
（例えば、西暦1932年は、昭和7年）。

【下段 TEL 欄-申出人の連絡先及び電話番号】

TEL（電話番号）

昼間連絡が可能な電話番号を記入して下さい。

-死亡証明書抄訳文記入上の注意-

ドイツ死亡証明書に記載のある項目 **以外**の内容については記入する必要はありませんが、該当する項目は、**省略せずにドイツ語の記載のとおり**に和訳して下さい。

ドイツ語の証明書に記載のない事は、書かないでください。

1. 戸籍課

ドイツの死亡証明書を発行した役場の名前をご記入下さい。

2. 死亡登録簿番号

ドイツの死亡証明書に記載のある番号（通常、S0000／西暦で記載されている）をご記入下さい。

3. 死亡の日時

死亡の時間は、相続等の身分および財産法上にも影響のある重要な記載事項の一つです。ドイツ死亡証明書に記載のとおり正確に記入して下さい。証明書に記載漏れがある場合は、発行官庁に必ず証明書の訂正をしてもらった上で、正しい証明書（原本）をご提出下さい。死亡時刻に幅がある場合はその通りに記載下さい。

4. 死亡者の氏名

(a) 証明書 に書いてあるとおりに訳して下さい。ミドルネームがあるときは

先にファーストネーム、次にミドルネームの順に記入して下さい。

5. **生年月日**

西暦で記入してください。

6. **発行年月日、発行地**

死亡証明書が発行された年月日（死亡日と同じとは限りません）と死亡証明書を発行した役場の名前を書いて下さい。

7. **翻訳者氏名**

特にプロの翻訳業者に依頼する必要はありませんが、翻訳者の氏名を日本語で書いて下さい。